

経営形態比較表

項目	地方公営企業法 (全部適用)	地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者制度	
基本的事項	設置	設置者:地方公共団体 位置づけ:地方公共団体の一部	設置者:地方公共団体 位置づけ:独立した法人	設置者:地方公共団体 位置づけ:公設民営制度
	運営責任者 権限	事業管理者(特別職) ・地方公共団体の長が任命 ・予算の調製、議会への議案提出、決算の審査・認定の付議、過料を科すことを除き事業管理者に運営の権限が付与。 ・あくまでも地方公共団体の補助機関	理事長(法人の長) ・地方公共団体の長が任命 ・職員の任免、組織、予算など運営に係る権限は理事長	指定管理者 ・職員の任免、組織、予算など運営に係る権限は指定管理者
管理運営事項	組織	条例で規定	理事長が決定	指定管理者が決定
	職員任命	事業管理者が任命	理事長が任命	指定管理者が任命
	定員	上限あり(条例で規定)	制限なし (中期計画範囲内で法人が設定)	制限なし
	給与	事業管理者が決定 (条例で規定)	法人の規程により決定	指定管理者の規程により決定
各経営形態の特徴	メリット 財務、人事、予算等に係る権限が事業管理者に付与され 自律的な経営が可能	地方公共団体と 別の法人格 を有する経営主体であり、 直営より予算、財務、契約、職員定数、人事などの面でより自律的・弾力的な経営が可能 ・診療体制や時間の適時設定、 変更 ・予算単年度主義に縛られない 複数年契約が可能 ・職員定数や給与体系の見直し、職員の採用を柔軟に実施	民間事業者等のノウハウを幅広く活用し、サービス向上と効率的な管理運営を図ることが期待できる・	

各 経 営 形 態 の 特 徴	デ メ リ ット	自治体の内部組織であり、予算 単年度主義による 契約事務及び 診療体制や給与制度、職員定数 など制約有	制度移行に伴う経費負担 ・法人化に伴う登記費用やシス テム導入経費、役員報酬等 業務量の増大 ・人事、労務、契約、施設管理な ど総務事務の全てを独自で実施 することによる業務量増大	・指定管理者の引き受け先がな い場合や 経営難による事業継続 が困難 となる場合の対応 ・職員がすべて退職となるた め、一時的に 多額の退職金が発 生

【参考資料】

経営形態の見直しにより効果があったと回答した病院の割合

見直し後の経営形態	回答数(a)	経営の自主性		経営の効率化	
		効果あり回答数(b)	割合(b/a)	効果あり回答数(c)	割合(c/a)
全部適用	100	76	76.0%	68	68.0%
地方独立行政法人	48	48	100.0%	42	87.5%
指定管理者制度	15	—	—	11	73.3%

《「公立病院改革プランの平成24年度実績等について(照会)」(平成25年4月総務省実施)より》

※回答数はH21～H24年度に経営形態を見直した病院のうち、回答のあったものである。

自由記載形式のアンケートであるため、回答内容を踏まえて効果あり回答に含めるかどうか判断している。